第１章 総則

第1条（目 的）

1．本規約は、乙が甲に提供する本サービスについて、本サービス契約すべてに適用されるものとします。
2．甲は、本サービスを甲自身の利用目的のみに使用し、他の目的の為に使用することはできないものとします。
3．甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第2条（本規約の変更）

1．乙は、甲への事前の通知および承諾を得ることなく、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。本規約の全部または一部が変更された場合、変更後の本規約が本サービス契約すべてに適用されるものとします。
2．乙は、本規約の内容を変更した場合、ホームページ上または乙が適当と判断する方法にて公表するものとします。

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含む）において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
甲	本契約の当事者であるお客様をいいます。
乙	リコージャパン株式会社、またはリコージャパン株式会社が認めた販売店をいいます。
本サービス	ITKeeper シリーズ「NETBegin SV パック」
本サービス契約	甲乙間にて成立する本サービスに関する契約をいいます。
利用申込み	本サービスの利用申込みをいいます。
申込書	甲が利用申込みをする際の乙所定の申込書面をいいます。
検収日	本サービスの導入作業が終了した日をいいます。
契約開始日	検収日の翌月１日をいいます。
契約終了日	検収日から起算して、甲が選択した本サービス保守・運用期間が経過した日の属する月の末日をいいます。
更新契約	甲乙間にて成立する本サービスに関する更新契約をいいます。
更新申込み	本サービス契約を1年間延長する申込みをいいます。
更新契約開始日	契約終了日の翌日をいいます。
更新契約終了日	更新契約開始日から起算して、1 年間が経過した日の属する月の末日をいいます。
料金等	申込書に記載された本サービス毎にかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等をいいます。
データ等	対象機器、必要機器およびその他の甲が保有する機器に記録されたデータ等をいいます。
ID 等	本サービスの実施に必要となる全アカウント情報やパスワードおよび契約IDをいいます。
資料等	本サービスの実施に必要な情報、サーバー環境設定シートの他、甲のネットワーク状況および必要機器の設置状況が把握できる資料等を総称したものをいいます。
秘密情報	本サービス契約に関連して、それぞれ相手方に開示される資料等、および研究、技術、開発、製品、事業活動、ノウハウ等に関する情報を含む書面で開示された一切の情報、または、口頭で開示された情報であって開示後遅延なく秘密である旨を通知した情報をいいます。
受領当事者	秘密情報を受領する当事者をいいます。
開示当事者	秘密情報を開示する当事者をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力を総称したものをいいます。
対象機器	甲が別途売買契約に基づいて乙から購入するもので、かつ別紙 2 で定める条件を充足するサーバーをいいます。
必要機器	乙が対象機器に対して本サービスを実施するために別途必要な機器をいいます。
サーバー環境設定シート	別紙2で定める本サービスの対象機器となるハードウェアの設定情報ならびに対象ソフトウェアの設定情報が記載された乙所定の書面をいいます。
OS	別紙2で定めるOSをいいます。
基本ソフトウェア	別紙2で定めるバックアップソフトウェア、UPS管理ソフトウェアおよびウイルス対策ソフトウェアを総称したものをいいます。
対象ソフトウェア	OS、基本ソフトウェアおよびソフトウェアオプション対象ソフトウェアを総称したものをいいます。
システム復旧手順書	別紙2で定めるバックアップソフトウェアの種類に応じて乙により作成された、対象機器のシステム復旧手順を記載した書面をいいます。
フルバックアップデータ	別紙2で定めるバックアップソフトウェアによりバックアップされた甲が管理するデータ（シ

	ステム全体データおよび差分データを含みます。)をいいます。
リモート接続	リモートによる対象機器への接続をいいます。
純正デバイス	別紙2で定める対象機器の製造者による純正のデバイスをいいます。
リストア作業	対象機器へのシステム復旧作業をいいます。

第２章　本サービス

第４条（本サービス）

本サービスの詳細は、別紙に定めるとおりとします。

第５条（本サービス契約の成立）

1．甲は、本サービスの提供を希望する場合、本規約の内容をあらかじめ確認し、同意の上、申込書に必要事項を記入し乙に提出するものとします。
2．乙が甲より必要事項を記載済の申込書を受領した時点で、甲乙間において本サービス契約は成立します。
3．乙は、本サービス契約の成立から30日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。
（1）別紙に定める本サービスの利用申込み条件が満たされていない場合。
（2）甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
（3）甲が、申込書に虚偽の事実を記載した場合。
（4）甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
（5）甲について、第３５条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
（6）その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第６条（本サービス契約期間）

1．本サービスの契約期間は契約開始日から契約終了日までとします。
2．本サービスの保守･運用期間は甲の選択により、契約開始日より3年、4年または5年のいずれかを選択することができます。

第７条（本サービス契約の更新）

1．甲が選択した本サービスの保守･運用期間が3年または4年の場合、甲は、契約終了日(本項においては、更新契約終了日も含みます。）の30日前までに、申込書に必要事項を記入し乙に提出することにより、乙に対して更新申込みを行うことができるものとします。ただし、本サービス契約は、対象機器メーカー発行の保証書に記載された保証開始日から起算して5年が経過した日の属する月の末日までを限度とします。
2．乙は、前項の規定にかかわらず、第5条第3項に掲げる場合には、更新申込みを承諾しないことがあります。

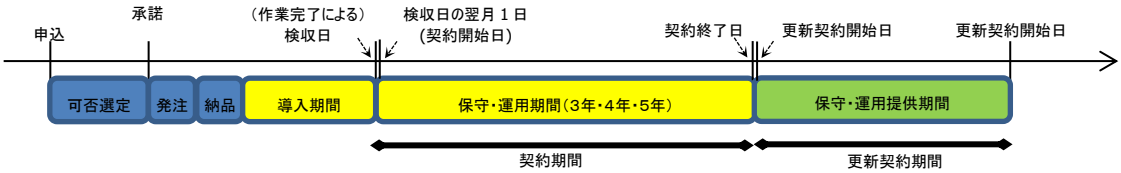

第８条（本サービス提供地域および言語）

1．本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。
2．本サービスは、日本語にて提供されるものとします。

第９条（業務の代行）

乙は、本サービス契約より生ずる乙の義務について、第三者に代行させることができるものとします。この場合、乙は、乙の責任と負担において、当該第三者に対して、十分な指導および管理を行うものとします。

第１０条（本サービスの追加･変更）

甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙の定める方法にしたがってサービスの追加および変更の依頼を行うものとします。なお、追加および変更された本サービスに関する契約については、第５条の規定が適用されるものとします

第１１条（甲による本サービス契約の解除）

1．　甲は、本サービス契約の解除を希望する場合は、解除希望日の1か月前までに乙にその旨を書面で通知することにより、本サービス契約を解除できるものとします。
2．　甲は、前項の規定にかかわらず利用申込み日から検収日の間に、本サービス契約の解除を希望する場合、乙に対し、解除希望日までに、乙が受けた損害金額(消費税等別)を支払うことにより、本サービス契約を解除できるものとします。

３．甲は、本条第１項の規定にかかわらず、第２５条(料金等)に定める支払方法について月額払いを選択し、かつ検収日から起算して１２か月を経過する前に本サービス契約の解除を希望する場合、乙に対し、解除希望日の属する月の翌月末日までに、金２万円(消費税等別)を支払うことにより、本サービス契約を解除できるものとします。
４．甲の責めに帰すべき事由により乙に生じた損害が、前項に定める違約金を超過する場合において、乙は甲に対し、当該超過分について賠償請求することができるものとします。

第１２条（乙による本サービス契約の解除）

１．乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
（１）本規約に定める債務を履行せず、その他本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
（２）差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
（３）振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
（４）発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
（５）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
（６）定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
（７）資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
（８）監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
（９）重大な背信行為があった場合。
（１０）第 5 条第 3 項に該当する事由がある場合
（１１）その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
２．甲は、前項第２号から第８号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。
３．甲は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
４．乙は、第１項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。
５．乙は、利用申込み日から検収日の間に、乙による合理的な対応をしたにもかかわらず、検収できないことが判明した場合、本サービス契約を解除できるものとします。

第１３条（本サービスの仕様変更）

１．乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとします。
２．乙は、甲への事前の通知および承諾を得ることなく、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。本規約の全部または一部が変更された場合、変更後の本規約が本サービス契約すべてに適用されるものとします。
３．乙は本規約の内容を変更した場合、ホームページ上または乙が適当と判断する方法にて公表するものとします。

第１４条（本サービスの廃止）

１．乙は、乙の営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
２．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービスの廃止日の2ヶ月前までに甲に対してその旨を通知するものとします。
３．本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本サービス契約は終了し、全部を終了した場合は、本サービス契約の全てが終了するものとします。
４．乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１５条（本サービスの中止）

１．乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
２．乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
３．乙は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１６条（本サービスの停止）

１．乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
（１）本サービスの申込、およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合

（2）乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
（3）乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合
（4）本規約に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
（5）明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
（6）その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合

2．乙は、以下各号一にでも該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
（1）本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合
（2）乙が本サービスの運用の全部または一部を停止することが望ましいと判断した場合

3．乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。

4．乙は、甲の管理する情報等が、本条第1項各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第17条（甲による必要機器の準備）

1．甲は、必要機器を別途自ら用意するものとします。ただし、本サービスの提供内容の一部として機器の提供がある場合は、この限りではありません。また、乙は甲に対して必要機器の種類等を指定することができるものとします。
2．甲は、必要機器の設置または、機器への接続を自己の責任と費用負担により行うものとします。
3．甲は、必要機器の購入およびその設置、接続および設定等を、別途有償にて乙に依頼することができるものとします。

第3章　請負条項

第18条（本章の適用）

本章の規定は、請負により本サービスが提供される場合に適用されるものとします。

第19条（納入）

1．乙は請負にかかる本サービスの実施後、速やかにその旨を甲に通知するものとします。なお、乙は、本サービスの結果として成果物がある場合には、本サービスの実施とあわせて納入するものとします。
2．乙は、本サービスまたは別途有償にて甲より対象機器の納入依頼があった場合、甲乙別途協議の上で定められる引渡し予定日までに甲へ対象機器を納入するものとします。
3．輸送障害、天災地変、その他乙の責に帰すべからざる事由により対象機器の納入が遅れた場合でも乙は、当該事由から生じた履行遅滞の責を負わないものとします。
4．乙は、乙による本サービスの実施または成果物の納入に際して甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、速やかにこれに応じるものとします。
5．甲は、梱包輸送費、搬入費、現地調整費等および対象機器の納入の為に要する費用を、甲乙別段の合意ある場合を除き、これを負担するものとします。

第20条（検査）

1．甲は、前条に基づき乙より本サービスの実施通知を受領し、成果物の納入(以下総称して、本項において納入といいます。）を受けた後、速やかにこれを検査し、その検査結果を乙に通知するものとします。
2．甲の検査合格の通知をもって、乙の甲に対する本サービスの実施は完了したものとします。

第21条（成果物の危険負担）

甲は、本サービスの結果として成果物がある場合、成果物の納入後における成果物の滅失・毀損・変質その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き、負担するものとします。

第22条（瑕疵担保）

1．甲は、本サービスの完了後6カ月以内に本サービス実施結果または成果物の瑕疵を発見したときは、直ちに乙に通知し、乙は無償で修補するものとします。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要すると乙が判断した場合は、対応処置について、甲乙協議の上、別途決定するものとします。
2．前項の期間経過後に発見された瑕疵については、甲は、当該瑕疵の修補を有償にて乙に依頼することができるものとします。

第4章　委任条項

第23条（本章の適用）

本章の規定は、委任により本サービスが提供される場合に適用されるものとします。

第24条（内容の確認）

甲は、委任による本サービスの実施結果の全部または一部が終了した場合、速やかにその内容および本件サービ

スの実施結果を確認し、本件サービスの実施結果の不備を発見した場合は、直ちに乙に通知するものとします。なお、当該確認完了にかかる甲乙双方の書面による通知の授受は行わないものとします。

第５章　料金等

第２５条（料金等）

1．甲は、料金等を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。
2．料金等のうち一括費用および初期費用が設定されている場合、乙は、当該費用を、検収日の属する月の末日で締めて甲に請求し、甲はこれを乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。
3．料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、月額費用を、検収日の属する月の翌月から契約終了日の属する月までの毎月分について、乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。なお、第１１条により、甲が本サービスの解除を申し出た場合、甲の当該月額費用の支払義務は、解除該当月まで発生するものとします。
4．前項の規定の他、本サービスでの訪問先が、乙の所在する場所より片道５０ｋｍ以上の距離で、かつ片道２時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。
5．理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第２６条（消費税）

前条の本サービスの料金等にかかる消費税については、消費税法に基づき支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う料金より変更された消費税を適用するものとします。

第２７条（支払遅滞）

甲は、本サービスの料金等または本サービス契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済の日まで支払うべき金額に対して年 14.6％の割合の遅延損害金を乙に支払うものとします。

第６章　一般条項

第２８条（氏名等の変更）

甲は、その会社名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

第２９条 （データ等の責任）

1．甲は、本サービスの実施にあたり、データ等について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なように当該機器のバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
2．乙が、本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について乙は、いかなる責任も負わないものとします。
3．乙は本サービスの実施にあたり、給与情報・マイナンバーその他の人事情報が含まれるデータ（以後、人事データといいます）は一切取り扱わないものとし、甲は、保守サービスの依頼に際して、予め適切なアクセス制御処理等により、人事データが読み取れない状態にするものとします。

第３０条（対象ソフトウェアの取扱い）

1．甲は、対象機器に対象ソフトウェアが含まれる場合、当該ソフトウェアに付属する使用許諾契約書、別途締結される使用許諾契約書その他当該ソフトウェアの製造会社等が定める使用許諾に関する取決めに従うものとします。
2．対象ソフトウェアおよび対象ソフトウェアに付随するマニュアル、その他本サービスに関連して甲に供給される著作物に関する著作権は、乙または供給元、その他の著作権者に帰属するものとし、甲には移転しないものとします。
3．甲は、著作権者から許諾を受けた場合を除き、乙より提供された前項の著作物の権利を侵害する以下の行為を行ってはならないものとし、また、第三者に対し、著作物にかかわる著作権の侵害となる行為を行わせないものとします。
（１）対象ソフトウェアの複製、改変、改造すること
（２）有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡またはその再使用権設定を行うこと。
（３）対象ソフトウェアを本サービスの実施の目的以外で利用すること。
（４）前各号の他、当該使用許諾契約書に定める事項。
（５）著作物にかかる著作権の侵害となる行為を行うこと。

第３１条（甲の協力）

1．甲は、ID 等を自己の責任において管理するものとします。
2．甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
3．甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった資料等を速やかに提示するものとし、当該資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
4．甲は、乙の本サービスの実施にあたり、甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可する

と共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所、および対象機器の修理に必要な部品等の保管場所を乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
5．甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
6．甲は、乙の本サービスの実施にあたり必要となる場合、必要機器および甲の保有するコンピューター等の設備を提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
7．甲は、対象機器の設置場所の移動、取り外しをするときは、事前に乙に通知するものとし、乙は、甲の費用負担において対象機器の移動に乙の従業員を立ち会わせるものとします。
8．甲は、乙の従業員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
9．甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。

第32条（免責規定）

1．以下各号に定める作業については本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。
（1）以下の①から④のいずれかに起因する対象機器の障害または故障の修理
① 対象機器メーカー指定外の媒体または消耗品等の使用
② 対象機器メーカーの定める使用環境以外での使用
③ 対象機器メーカーの定める特別保守部品等の提供およびそれらの交換作業
④ 対象機器メーカーの保証が適用されない対象機器の不適正な使用、火災、水害、盗難、異常電流、甲による輸送、もしくは、乙または対象機器メーカー従業員（対象機器メーカーの委託先従業員を含む）以外の者により実施された改造または作業等
（2）甲による乙への事前の通知なしに対象機器の移動・設定変更が行われた場合や対象ソフトウェア以外のソフトウェアをインストールしたことによって、対象機器に障害が発生した場合の障害復旧作業
（3）対象機器へのコンピュータウイルス感染、および外部からの不正アクセス等に起因して対象機器、または甲の使用するソフトウェア等に障害が発生した場合の障害復旧作業
（4）データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更ならびにこれらに関わる支援作業
（5）天災地変、戦争・騒乱、ストライキ、行政行為、その他の不測の事故、もしくは甲の故意、過失または不適正な使用によって対象機器に障害が発生した場合の障害復旧作業
（6）対象機器の保守部品が入手困難となった場合の対象機器の修理
（7）前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業
2．乙は、本サービスの提供により、甲の保有するデータの保管、ならびにセキュリティの安全性および完全性を保証するものではありません。
3．乙は、資料等または甲の事業所等に関して、内容等の誤りまたは甲の提供遅延によって本サービスの実施遅滞、本サービス実施結果の瑕疵等が発生した場合、乙は何らの責任も負わないものとします。

第33条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

第34条（秘密保持）

1．受領当事者は、秘密情報につき秘密を保持し、開示当事者の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。
（1）開示の際、すでに公知となっていた情報。
（2）開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。
（3）開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。
（4）開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。
（5）開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。
2．前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。

第35条（反社会的勢力との関係排除等）

1．甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
（1）反社会的勢力であること。
（2）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
（3）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（4）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不

当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
（5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
（6）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2．甲および乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

3．甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
（1）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
（2）自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

4．甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第36条（損害賠償責任）

1．甲は、本サービス契約に関連し、乙の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、乙に対して、直接生じた通常の損害について賠償を請求することができます。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、料金等を限度とします。

2．甲が本サービス契約に違反する等甲の責に帰すべき事由により、乙に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。

第37条（法令規制等の遵守）

1．甲は、対象機器（補修部品、消耗品を含み、本条において以下同じとします。）が外国為替および外国貿易法等もしくはアメリカ合衆国輸出管理規則等により定められる貨物または技術に該当するものである場合には、これらの輸出もしくは日本国外への持出しにあたっては、外国為替および外国貿易法等もしくはアメリカ合衆国輸出管理規則等に定められる手続を遵守するものとします。

2．甲は、対象機器または技術ならびにこれらの関連情報を、通常兵器、核兵器、生物・化学兵器およびミサイルの開発または製造に関連する第三者への輸出・販売または開示はしないものとします。

第38条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第39条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法に準拠するものとします。

第40条（協　議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第41条（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以上

別紙1 本サービス提供内容

1. 本サービスの利用申込み条件

（1） 標準サービスとソフトウェアオプションサービス
甲は、対象機器の新品購入と同時の場合、または別紙 2 に定める対象機器メーカーの発行する保証書に記載された保証開始日から60日以内である場合にのみ、標準サービスおよびソフトウェアオプションサービスの利用申込みを行うことができるものとします。

（2） 監視運用オプションサービス
甲は、標準サービスと同時、または標準サービスの更新申込時、もしくは、標準サービスの契約期間のうち標準サービスの契約終了月の4ヶ月前の乙が指定する締め日までの期間、希望により、監視運用オプションサービスの利用申込みを行うことができるものとします。但し、本サービス契約の契約期間が 5 年間の場合、残り契約期間が13ヶ月間以上有することとします。また、本監視運用オプションサービスの契約終了期間は、本サービス契約の契約期間の契約終了同時期となり、監視運用オプションサービスのみの解約はできないものとする。

（3） スポット対応オプションサービス
甲は、標準サービスの契約期間中、希望により、スポット対応オプションサービスの利用申込を行うことができるものとします。

2. 標準サービス

標準サービスは、サービスメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

標準サービスの種類	適用となる条項
(1)サーバー環境設定シート作成サービス	請負条項
(2)対象機器の導入設置設定サービス	
(2-1)対象機器の組み立て・設置サービス	請負条項
(2-2)ソフトウェアインストール・設定サービス	請負条項
(3)ヘルプデスクサービス	
(3-1)稼動支援サービス	委任条項
(3-2)障害復旧支援サービス	委任条項
(3-3)システム相談応対サービス	委任条項
(4)ハードウェア障害通報・保守サービス	
(4-1)ハードウェア障害通報サービス	委任条項
(4-2)ハードウェア保守サービス	請負条項
(5)サーバーシステム保守サービス	
(5-1)初期導入状態リカバリーサービス	請負条項
(5-2)システム稼動状態リカバリーサービス	請負条項
(5-3)ファイルリカバリーサービス	請負条項
(6)定期点検サービス	委任条項

（1） サーバー環境設定シート作成サービス

① 乙は、甲から提供される対象機器およびシステム環境等の情報に基づき、サーバー環境設定シートを作成するものとします。

② 甲は、作成されたサーバー環境設定シートの内容を確認し、当該サーバー環境設定シートの導入準備終了確認欄に記名押印するものとします。なお、サーバー環境設定シートは、2部作成され、その1部を甲乙それぞれが保管するものとします。

③ 対象機器の設定が変更されるなどサーバー環境設定シートの内容変更が必要となった場合、甲は、当該変更内容を直ちに乙へ書面またはメールにより通知し、乙は、当該通知に基づきサーバー環境設定シートの内容を変更するものとします。変更後のサーバー環境設定シートについて、甲および乙は、前項に定める手続に従い、当該変更内容を確認するものとします。

④ サーバー環境設定シートに甲の記名押印がない場合、乙はサーバー環境設定シート作成サービスの実施を留保することができるものとします。

（2） 対象機器の導入設置設定サービス

① 乙は、対象機器の導入設置設定サービスとして、対象機器の組み立て・設定サービスおよびソフトウェアインストール・設定サービスを実施するものとします。なお、対象機器の導入設置設定サービスは、サーバー環境設定シートに従い実施されるものとし、サーバー環境設定シートに記載のない事項は対象機器の導入設置設定サービスの対象外とします。

② 甲は、乙が対象機器の導入設置設定サービスを実施するにあたり、対象機器の設置スペース、甲が作業を行うのに十分なスペース、対象機器にインストールしたソフトウェアのアップデート（OS のサービスパックの適用、ウイルス対策ソフトウェアの定義ファイルの更新等を含むがこれらに限られないものとします。）に利用するためのインターネット接続環境および電源を準備すると共に、乙に提供するものとします。

③ 甲は、対象機器の導入設置設定サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、「ITKeeper 作業完了報告書」に記名押印するものとします。

(2-1) 対象機器の組み立て・設置サービス

① 乙は、対象機器の組み立て・設定サービスとして、サーバー環境設定シートに基づき、対象機器を組み立て、甲の指定する場所に当該対象機器を設置するものとします。

② 甲は、別途売買契約に基づいて乙から対象機器を購入するものとします。又、対象機器のシステムラック内への設置作業は、対象機器の組み立て・設置サービスの対象外となります。

③ 対象機器の対象となる機器は、別紙 2 で定める条件を充足するものとします。

(2-2) ソフトウェアインストール・設定サービス

乙は、ソフトウェアインストール・設定サービスとして、サーバー環境設定シートに基づき、対象機器に対して OS および基本ソフトウェアのインストールおよび設定を実施するものとします。なお、ソフトウェアインストール・設定サービスの作業内容は下表のとおりとします。

サービスの内容	詳　細
1. OS の導入	OS のインストールを実施します。
2. OS の基本設定	サーバー環境設定シートに従ったディスク設定、管理者権限設定、ネットワーク設定、ワークグループ設定を実施します。
3. アカウントの設定	サーバーのユーザーアカウントおよび共有フォルダの作成を実施します。20 アカウント、10 グループ、10 共有フォルダの作成を上限とします。
4. サービスパックの適用	甲と協議の上、最新パッチの適用を実施します。
5. バックアップソフトウェアの導入	バックアップソフトウェアを対象機器へインストールし、バックアップ対象、バックアップ先およびバックアップスケジュールの設定を実施します。
6. UPS 管理ソフトウェアの導入	UPS 管理ソフトウェアの導入を実施します。
7. ウイルス対策ソフトウェアの導入	ウイルス対策ソフトウェアの導入を実施します。
8. ハードウェア障害通報サービスの設定	ハードウェア障害通報サービスの設定を実施します。

① 甲は、対象機器にインストールする OS および基本ソフトウェアのライセンスを別途甲の費用負担により準備し、インストール作業に必要な OS および基本ソフトウェアが記録されたメディアを乙に提供するものとします。

② 乙は、対象機器にハードウェア障害通報サービスの設定を実施します。なお当該設定は、対象機種の利用条件が別紙 2 に定める基準を充たしている場合で、かつ当該設定に必要な情報を甲が乙へ提示した場合に限り、実施します。

③ 乙は、OS および基本ソフトウェアのインストール・設定後、対象機器に記憶されたデータの初回のフルバックアップ取得作業を甲に代わって実施するものとします。なお、乙の代行により取得されたフルバックアップデータの確認は甲が行うものとし、乙は、甲の確認後、当該フルバックアップデータに関して何ら責任を負うものではありません。

④ 対象機器の導入設置設定サービス完了後に対象機器に新たに記憶されたデータのバックアップ作業は、甲の責任において実施されるものとし、乙は、対象機器に記憶されたデータのバックアップ作業について何ら責任を負うものではありません。

(3) ヘルプデスクサービス

① 乙は、ヘルプデスクサービスとして、稼動支援サービス、障害復旧支援サービス、およびシステム相談応対サービスを提供するものとします。なお、ヘルプデスクサービスは、甲からの電話による問い合わせを端緒として、リモート接続により提供されるものとします。

② ヘルプデスクサービスは、サーバー環境設定シートに記載された内容の範囲内での提供とし、それ以外に関する内容については対象外とします。なお、サーバー環境設定シートに記載された内容の範囲内であっても、乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。

③ 前2項の定めにかかわらず、対象ソフトウェアのうち、対象ソフトウェアを開発したメーカーまたは対象ソフトウェアのサポートを提供している業者がサポートを打ち切った対象ソフトウェアについては、サポート打ち切り日以降、当該対象ソフトウェアのマニュアルに記載された内容の範囲内でヘルプデスクサービスを提供するものとし、それ以外に関する内容については対象外とします。なお、対象ソフトウェアのマニュアルに記載された内容の範囲内であっても、乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。

④ 乙は、甲からの問合せに対し、リモート接続ができるものとします。ただし、以下各号の場合においては、リモート接続は実施されないものとします。

(ア) リモート接続に対する甲の同意がない場合

(イ) 甲がインターネット接続環境を有していない場合

(ウ) 甲のインターネット接続環境が乙の定める要件を満たしていない場合

(エ) 甲のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダ等その他インターネット接続に介在する第三者側の事由により、甲が対象機器にリモート接続ができない場合

(オ) 前各号のほか乙がリモート接続を実施することができないと判断した場合

⑤ 前項のリモート接続が実施された場合であっても、対象機器の操作は甲が行うものとし、乙による対象機器の操作は行われないものとします。また、前項のリモート接続の実施中、甲は、対象機器の画面を常時確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。

⑥ 甲は、乙がリモート接続を実施するにあたり、乙に対して個人情報または企業情報を開示する場合、甲の責任において当該個人情報または企業情報に対してデータの加工、変更または修正を行い、もしくはデータに対してマスキング等を実施し、乙が当該個人情報または企業情報を知得できないよう必要な措置を講じるものとします。なお、当該措置が講じられない場合、乙は、リモート接続の全部または一部の提供を行わないことができるものとします。

(3-1)稼動支援サービス

① 乙は、稼動支援サービスとして、以下に規定する内容のサービスを提供するものとします。

（ア）OS および基本ソフトウェアの設定変更等の操作に関する問合せ応対。

（イ）OS および基本ソフトウェアの日常管理作業等の運用に関する問合せ応対。

（ウ）OS および基本ソフトウェアの稼動後に発生する運用方法の変更に関する相談への応対。

② 前項各号における相談に対する応対は、乙の合理的判断に基づきなされるものとし、当該応対に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。

(3-2)障害復旧支援サービス

① 乙は、障害復旧支援サービスとして、一次的に電話、E-Mail およびリモートにより、また、二次的に乙の関連会社等の保守要員を訪問させることにより、対象機器に発生した障害の切り分けを行い、ハードウェアまたはソフトウェアによって発生した障害の復旧を支援するものとします。なお、保守要員の当該訪問の要否は、乙が判断するものとします。

② 前項の障害の切り分けは、障害箇所を特定することを目的としますが、障害箇所の部位まで明確に特定することを保証するものではありません。また、切り分けの完了を保証するものではなく、乙は障害原因の完全な解明まで行う義務を負うものではありません。

(3-3)システム相談対応サービス

① 乙は、システム相談応対サービスとして、甲からの対象機器の構成に関する追加または変更についての相談に応対するものとします。なお、システム相談応対サービスは、対象機器の構成に関する追加または変更の実施の可否判断を行うものではありません。また、システム相談応対サービスは、乙の合理的判断に基づきなされるものとし、当該応対に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。

② 対象機器の構成に関する追加または変更の作業については、システム相談応対サービスの対象外とします。

(4) ハードウェア障害通報・保守サービス

乙は、ハードウェア障害通報・保守サービスとして、ハードウェアの障害通報サービスおよびハードウェア保守サービスを提供するものとします。

(4-1)ハードウェア障害通報サービス

① 乙は、甲の要望があった場合、対象機器にハードウェア障害通報サービスの設定を行うものとします。なお当該設定は、対象機種の利用条件が別紙 2 に定める基準を充たしている場合で、かつ当該設定に必要な情報を甲が乙へ提示した場合に限り、実施します。

② 乙は、ハードウェア障害通報サービスとして、甲の対象機器において、ハードウェアの障害又は障害予兆が発生した際に自動発報される障害通報を受信します。

③ 乙は、障害通報を受信した後、甲へ障害通報の受信連絡を電話にて行い、保守実施要請の確認を行ないます。但し、本サービスは対象機器の全ての障害検知を保証するものではありません。

④ ハードウェア障害通報サービスは、対象機種の利用条件が別紙 2 に定める基準を充たしている場合で、かつ当該設定に必要な情報を甲が乙へ提示し、乙が対象機器へ当該設定を実施した場合に限り、提供するものとします。

(4-2)ハードウェア保守サービス

① 乙は、ハードウェア保守サービスとして、対象機器においてハードウェアに起因する障害が発生していると判断した場合、保守要員を訪問させ、対象機器の部品交換または修理を実施するものとします。

② 甲は、ハードウェア保守サービスのオプションとして、甲の選択したメニューに応じて「テープ装置」、「ラック」および「外付けストレージ」を対象機器と同時に申し込むことにより、「テープ装置」、「ラック」および「外付けストレージ」についてのハードウェア保守サービスの提供を受けることができるものとします。

③ 対象機器に内蔵されたデバイスまたは外部に接続されたデバイスは、純正デバイスであっても、ハードウェア保守サービスの対象外とします。ただし、モニタ、マウス、キーボード、UPS 等の純正デバイスについては、別途対象機器メーカーが定める基準に従い乙の判断により対象機器として扱う場合があるものとします。

④ 前号の定めに関わらず、純正デバイスの UPS のバッテリー交換作業は保守対象となります。ただし、バッテリーの部品代は料金に含まれないものとします。また、バッテリーの扱いに関しては、メーカーが定める基準に従うものとします。

⑤ ハードウェア保守サービスは、ヘルプデスクサービスにおける甲からの対象機器のハードウェア障害に関する問合せ又はハードウェア障害通報サービスにより対象機器から乙へ自動発報される障害通報の受信を端緒として提供されます。

⑥ 対象機器の部品交換または修理において、当該対象機器から交換された旧部品の所有権は、乙に帰属するものとします。なお、甲は、旧部品の所有権の乙への帰属を望まない場合、別途有償にて当該旧部品を購入することができるものとします。

⑦ ハードウェア保守サービスの保証範囲は、機能保証となり、故障の内容または状況により、同一性能の同等部品または別メーカーの製品と交換する場合があるものとします。

⑧ ハードウェア保守サービスは、対象機器の設置場所における作業のみとし、預かり修理は行われないものとします。なお、部品交換または修理を正常に実施したにも拘わらず対象機器に発生した障害が復旧しない場合、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。

⑨ 対象機器メーカーによる部品供給の打ち切りまたは対象機器メーカーの倒産などの理由により対象機器の部品交換または修理が困難となった場合、乙は、対象機器の修理の実施について何ら責任を負うものではありません。

⑩ 乙が発生した障害の状態により対象機器の修理ができないと判断した場合、甲に対し、修理ができない旨およびその理由を説明し、甲の合意をもって、部品交換または修理の実施を免れるものとします。

(5) サーバーシステム保守サービス

① 乙は、サーバーシステム保守サービスとして、甲の選択したサービスメニューに応じて、初期導入状態リカバリーサービスまたはシステム稼動状態リカバリーサービスを実施するものとします。

② サーバーシステム保守サービスは、対象機器のハードウェア障害および対象機器にインストールされた OS または基本ソフトウェアに起因する障害によってシステムが破壊された場合のみ、提供されるものとします。

③ 甲は、サーバーシステム保守サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、「保守レポート」に記名押印するものとします。

④ 前項のサーバーシステム保守サービスの完了後、OS および基本ソフトウェアに生じた不具合並びにフルバックアップデータに生じた不具合等について、乙は何ら責任を負うものではありません。

(5-1) 初期導入状態リカバリーサービス

① 乙は、初期導入状態リカバリーサービスとして、サーバーシステムの再構築が必要な場合、サーバー環境設定シートに基づき、対象機器に対して OS および基本ソフトウェアの再インストールおよび初期導入状態までの設定を実施するものとします。なお、初期導入状態リカバリーサービスの対象となる OS は別紙 2 にて規定するものとします。

② 初期導入状態リカバリーサービスの実施範囲は、対象機器への OS および基本ソフトウェアの再インストール並びにサーバー環境設定シートのサーバーセットアップ情報に記載された情報に従った基本設定のみとし、データの復旧およびその他サーバー管理に関する作業は実施範囲外とします。

③ 甲は、初期導入状態リカバリーサービスの実施前に、サーバー環境設定シートを乙に提示するものとします。なお、甲がサーバー環境設定シートを提示しない場合、乙は、初期導入状態リカバリーサービスを実施しないことができるものとします。

④ 甲は、初期導入状態リカバリーサービスの実施前に、自己の責任と費用負担において OS および基本ソフトウェアのインストール用のメディアまたはリカバリー用のメディアを事前に準備するものとします。なお、OS および基本ソフトウェアのインストール用のメディアまたはリカバリー用のメディアが準備されていない場合、乙は、初期導入状態リカバリーサービスを実施しないことができるものとします。

(5-2) システム稼動状態リカバリーサービス

① 乙は、システム稼動状態リカバリーサービスとして、システム復旧手順書の記載に従い、リストア作業を実施するものとします。

② リストア作業の対象となるデータは、甲の責任で取得・保管されているフルバックアップデータとします。なお、当該フルバックアップデータが正常に取得されていない場合、または当該フルバックアップデータが甲より提出されない場合、乙は、システム稼動状態リカバリーサービスを実施せず、初期導入状態リカバリーサービスのみを実施するものとします。

③ システム稼動状態リカバリーサービスは、対象機器に記憶されていたデータが破壊される以前の状態に完全に復元されることを保証するものではありません。また、システム稼動状態リカバリーサービスによるリストア作業は、バックアップソフトウェアによる戻し入れ作業のみの実施となり、フルバックアップデータの完全性が保証されるものではありません。

(5-3) ファイルリカバリーサービス

① 乙は、ファイルリカバリーサービスとして、甲の責任で取得・保管されている、ファイル単位のバックアップファイルデータを、甲の指定に従い、リストア作業を実施するものとします。

② 当該バックアップファイルデータが正常に取得されていない場合、または当該バックアップファイルデータが甲より提出されない場合、乙は、ファイルリカバリーサービスを実施せず、初期導入状態リカバリーサービスまたはシステム稼動状態リカバリーサービスのみを実施するものとします。

③ ファイルリカバリーサービスは、対象機器に記憶されていたデータが破壊される以前の状態に完全に復元されることを保証するものではありません。また、ファイルリカバリーサービスによるリストア作業は、バックアップソフトウェアによる戻し入れ作業のみの実施となり、バックアップファイルデータの完全性が保証されるものではありません。

④ ファイルリカバリーサービスは、当該契約の期間中、年 2 回、1 回の作業あたり 2 時間を上限(以下、本上限を総称して対応回数という)として提供するものとします。契約期間中にファイルリカバリーサービスの提供を受けなかった場合は、対応回数が消滅するものとし、料金の返還は行わないものとします。甲が、対応回数を超過して依頼を行う場合は、別途、スポット対応オプションサービスにて申し込むものとします。この場合、費用は別途発生します。

⑤ 乙が作業を開始した時点で、1 回のサービスが消費されるものとします。

(6) 定期点検サービス

① 乙は、定期点検サービスとして、以下に定める作業を実施するものとします。

(ア) 対象機器の外装、ランプ確認、異音確認

(イ) 対象機器の HDD 空き容量の確認

(ウ) UPS の動作確認(ランプ確認、バッテリ容量確認)

(エ) バックアップソフトウェアによるバックアップ状況の確認(データの有無、バックアップの最終実施日)

(オ) ウイルス対策ソフトウェアの状況確認(パターンファイル更新日、有効期限)

(カ) クリーニングテープによるテープ装置の清掃(クリーニングテープがある場合)

(キ) 外装の清掃

② 定期点検サービスは、対象機器に対してのみ実施されるものとします。

3. ソフトウェアオプションサービス

（1） 乙は、ソフトウェアオプションサービスとして、別紙 2 に定めるソフトウェアオプション対象ソフトウェアに関するソフトウェアインストール・設定サービス、ヘルプデスクサービス、稼動支援サービス、障害復旧支援サービス、初期導入状態リカバリーサービス、定期点検サービス、およびソフトウェアオプション対象ソフトウェアのリビジョンアップ版のセットアップ作業支援を実施します。ただし、ソフトウェアオプション対象ソフトウェアによっては、定期点検サービスの実施対象外となる場合があります。

（2） 甲は、ソフトウェアオプションサービスの申込時、導入保守STの標準サービスと同時に申込みすることが必要となります。

（3） ソフトウェアオプションサービスのうち、ソフトウェアオプション対象ソフトウェアのリビジョンアップ版のセットアップ作業支援については乙が可能と認める範囲において実施するものとします。

（4） 甲は、ソフトウェアオプションサービスのみ本規約第 11 条に基づく契約解除を行うことはできないものとします。

4. 監視運用オプションサービス

監視運用オプションサービスは、サービスメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。

監視運用オプションサービスの種類	適用となる条項
(1)監視サービス	
(1-1)監視ソフトウェア導入・設定サービス	請負条項
(1-2)監視アラート検知サービス	委任条項
(1-3)リモート障害切り分けサービス	委任条項
(1-4)監視レポートサービス	委任条項
(2)運用支援サービス	
(2-1)アクセス権設定変更サービス	請負条項
(2-2)アカウント設定変更サービス	請負条項
(2-3)バックアップ設定変更サービス	請負条項

（1） 監視サービス

① 乙は、監視サービスとして、監視ソフトウェア導入・設定サービス、監視アラート検知サービス、リモート障害切り分けサービス、監視レポートサービスを提供します。なお、監視サービスは、甲の対象機器に対して監視ソフトウェアを導入し、甲の対象機器の稼動および障害の通知をメールにより受信し、対象機器の不具合を検知した場合にその旨を甲へ通知するサービスを指します。

② 監視サービスでは、監視アラート検知後の連絡先および監視レポートの送付先として、甲の電話およびメールなどの連絡先を当該サービス申込時に甲は乙が指定する書面にて提出するものとし、連絡先の変更が生じた場合は速やかに乙に連絡するものとします。甲から提出された連絡先の不備および甲から連絡先の変更届が提出されないことにより、連絡および監視レポートの送付が行えないことについては、乙は免責されるものとします。

③ 監視サービスの提供の適用除外は以下の通りとします。

（ア） 甲のインターネットメール環境が乙の定める要件を満たしていない場合
要件：社外に e-Mail を送信できる環境であること
※ SMTP（ポート：25/587）の社外への通信が可能であること

（イ） 甲の監視対象の問題により、監視ができない場合

（ウ） 甲のインターネット接続環境を提供するサービスプロバイダ等その他インターネット接続に介在する第三者側の事由により、乙が対象機器に監視ができない場合

（エ） 前各号のほか乙が監視を実施することができないと判断した場合

④ 監視サービスは、遠隔監視という性格上、監視経路上の回線および通信機器の障害および、監視装置等のメンテナンスが行われることにより、24時間365日の完全な監視を保証するものではありません、また、対象機器全ての障害検知に関して保証するものではありません。

⑤ 甲は、乙が本サービスを遂行する上で必要な下記の環境について、甲の費用負担により乙の指定する状態で維持するものとします。

（ア） 乙の監視センターより甲の対象機器へ監視サービスを提供する為の通信回線

（イ） 乙の監視センターより甲の対象機器へ監視サービスを提供する為の通信回線へ接続する通信機器

(1-1)監視ソフトウェア導入・設定サービス

① 乙は、監視ソフトウェア導入・設定サービスとして、以下の各号の設定等を行います。

② 甲の対象機器に対して、別紙 2 に定める監視ソフトウェアを導入し、本サービス提供に必要な設定を行います。

③ 甲の対象機器の標準サービスメニューの契約が「保守 H/W」の場合は、甲から提供される対象機器のシステム環境の情報に基づき、サーバー環境設定シートの作成または変更を行います。作成または変更後のサーバー環境設定シートの取り扱いについては、別紙1の 2.標準サービスにて定める「サーバー環境設定シート作成サービス」記載のとおりとします。

④ 監視運用オプションサービスの契約満了後、甲へ電話および甲の対象機器へのリモート接続にて、監視ソフトウェアのサービス停止作業を実施するものとします。本作業の実施については、乙から甲への電話連絡を端緒として実施するものとします。但し、別紙1の 2.標準サービスの「ヘルプデスクサービス」にて定めるリモート接続の実施ができない場合においては、リモート接続は実施されないものとし、乙の保守要員を訪問させることにより、監視ソフトウェアのサービス停止作業を実施するものとします。

(1-2)監視アラート検知サービス

① 乙は、監視アラート検知サービスとして、次項に定める監視対象の監視を行い、監視アラートをメール受信により検知した場合、甲へメールにて連絡するものとします。

② 監視アラート検知サービスの監視項目は以下とします。

監視項目	監視内容
サービス監視	本サービスの別紙 2 にて定める本サービスの対象バックアップソフトウェア、対象 UPS 管理ソフトウェアのサービスの起動を監視します
リソース監視	Windows サーバーの CPU、メモリ、仮想メモリ、HDD の各リソース状況を監視します
イベントログ監視	アプリケーションログ、システムログのエラー以上(エラーと重大)のイベントログを監視します。 ※ハードウェアに関するアラートは対象外となります。
バックアップ監視	別紙 2 にて定める本サービスの対象バックアップソフトウェアのバックアップジョブのエラーを監視します。
UPS 監視	別紙 2 にて定める本サービスの対象 UPS 管理ソフトウェアの状態を監視します。
稼働状態通知	対象機器が動作している事を乙の監視センターへ通知する事で、サーバー稼働を確認します。 ※6時間に1回届くレポートデータが届いていない場合にダウン状態と判断します。
監視レポート	毎月、蓄積された監視データからサーバー状態の分析を行い、監視レポートをメールにて送付します。

(1-3)リモート障害切り分けサービス

① 乙は、リモート障害切り分けサービスとして、前項の監視アラート検知サービスにおいて、乙が対応を要すると判断したアラートを検知した場合、甲へ電話による連絡を行い、リモート接続による障害切り分けサービスを提供するものとします。但し、甲より受領した連絡先の不備や甲の不在など何らかの事情により、電話による連絡がつかない場合はこの限りではありません。

② 乙は、障害切り分けサービスの提供に際し、リモート接続ができるものとします。但し、別紙1の 2.標準サービスの「(3)ヘルプデスクサービス」にて定めるリモート接続の実施ができない場合においては、リモート接続は実施されないものとし、保守要員を訪問させることにより障害切り分けを行うものとします。

③ 前項のリモート接続が実施された場合、本サービス提供に際して、乙は対象機器の操作を行うことができるものとします。また、リモート接続の実施中、甲は、対象機器の画面を確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。

④ 当該障害切り分けサービスは、障害箇所を特定することを目的としますが、障害箇所の部位まで明確に特定することを保証するものではありません。また、切り分けの完了を保証するものではなく、乙は障害原因の完全な解明まで行う義務を負うものではありません。

⑤ リモート接続による障害切り分けにより、乙が、ハードウェア保守サービスまたはサーバーシステム保守サービスの提供が必要と判断した場合でかつ甲が該当する保守サービスの契約を締結している場合は、乙は、保守要員を訪問させるものとします。

(1-4)監視レポートサービス

① 乙は、監視レポートサービスとして、監視サービスにより得られた情報を、レポート形式で、月次で甲へメールにて送付します。なお、送付する日は乙の指定する日とします。

② 乙が甲より、乙の定める書面にてレポート送付停止の申請を受領した場合や、甲より受領した連絡先に不備がある場合は、監視レポートサービスは提供されないものとします。

(2) 運用支援サービス

① 乙は、運用支援サービスとして、乙の監視センターより甲の対象機器へリモート接続をすることにより、以下各号に規定する運用作業の代行を提供します。別紙1の 2.標準サービスの「(3)ヘルプデスクサービス」にて定めるリモート接続の実施ができない場合においては、保守要員を訪問させることにより、提供します。

(ア) アクセス権に関する設定・変更・削除の作業

(イ) サーバーのユーザーアカウント(グループも含む)の作成・変更・削除の作業

(ウ) 別紙 2 にて定める本サービスの対象バックアップソフトウェアに関する設定変更作業

② 運用支援サービスは、乙が定める依頼方法にて、甲が依頼を行った場合に提供します。甲からの依頼を受付けた日の翌営業日以降の日付にて、甲乙協議のうえ、作業日時を調整し、決定するものとします。

③ 運用支援サービスをリモート接続により提供する場合、前項にて定めた作業日時に、乙は、甲へ電話による連絡を行い、甲の対象機器へリモート接続を行います。リモート接続の開始時と作業完了時、ならびに乙からの要請がある場合には、甲は、対象機器の画面を確認し、乙に必要な情報を提供するものとします。なお、運用支援サービスにて、削除作業を実施する場合は、甲は、必ず対象機器の画面にて、事前に確認を行うものとします。

④ 運用支援サービスにかかる作業は、甲から提出された書面もしくは指示に基づき作業するものとし、当該対応に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。
⑤ 運用支援サービスは、当該契約の期間中、年 2 回、1 回の作業あたり 2 時間を上限(以下、本上限を総称して対応回数という)として提供するものとします。契約期間中に運用支援サービスの提供を受けなかった場合は、対応回数が消滅するものとし、料金の返還は行わないものとします。甲が、対応回数を超過して依頼を行う場合は、別途、スポット対応オプションサービスにて申し込むものとします。この場合、費用は別途発生します。
⑥ 乙が作業を開始した時点で、1 回のサービスが消費されるものとします。
⑦ 運用支援サービスを保守要員の訪問により提供した場合、乙の作業完了後、甲は、当該作業の内容を確認し、保守レポートへの記名・押印をもって完了するものとします。
⑧ 以下各号に規定する内容は、当該運用支援サービスの適用外とします。
(ア) 対象機器の構成変更や再構築に伴う設計あるいはコンサルティング
(イ) 検証作業が必要な設定変更作業
(ウ) その他乙が対象外と判断したもの

5. スポット対応オプションサービス

スポット対応オプションサービスは、サービスメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

スポット対応オプションサービスの種類	適用となる条項
(1)障害復旧スポット対応	請負条項
(2)ファイルリカバリースポット対応	請負条項
(3)運用支援スポット対応	請負条項

(1) 障害復旧スポット対応
① 乙は、障害復旧スポット対応として、サーバーシステム保守サービスが含まれないサービスメニュー(保守 H/W)をご契約されている甲の対象機器において、甲からのサーバーシステム保守の要望を受けた場合、または、監視運用オプションサービスの監視アラート検知を端緒に甲からのサーバーシステム保守の要望を受けた場合、保守要員を訪問させ、次項に定める各サービスを提供するものとします。
② 乙は、障害復旧スポット対応サービスとして、甲の対象機器の設置場所にて、別紙1の 2.標準サービスに記載の、サーバーシステム保守サービス、初期導入状態リカバリーサービス、システム稼動状態リカバリーサービスを提供します。
③ 甲は、障害復旧スポット対応サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、「保守レポート」に記名押印するものとします。
④ 前項の障害復旧スポット対応サービス完了後、OS および基本ソフトウェアに生じた不具合並びにフルバックアップデータに生じた不具合等について、乙は何ら責任を負うものではありません。
⑤ 障害復旧スポット対応サービス完了後、甲は、サービス費用を乙の定める方式にて支払うものとします。

(2) ファイルリカバリースポット対応
① 乙は、ファイルリカバリースポット対応として、ファイルリカバリーサービスが含まれないサービスメニュー(導入保守 ST、保守 ST、保守 H/W)をご契約されている甲の対象機器において、甲からのファイルリカバリーの要望を受けた場合、保守要員を訪問させ、次項に定めるサービスを提供するものとします。但し、ファイルリカバリーサービスが含まれる導入保守 DX、保守 DX においては、ファイルリカバリーサービスの対応回数上限を超えた場合においてサービスを提供するものとします。
② 乙は、ファイルリカバリースポット対応サービスとして、甲の対象機器の設置場所にて、別紙1の 2.標準サービスに記載の、ファイルリカバリーサービスを提供します。但し、当該バックアップファイルデータが正常に取得されていない場合、または、当該バックアップファイルデータが甲より提出されない場合、乙は、ファイルリカバリースポット対応サービスを実施しないものとします。
③ 甲は、ファイルリカバリースポット対応サービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、「保守レポート」に記名押印するものとします。
④ 前項のファイルリカバリースポット対応サービス完了後、OS および基本ソフトウェアに生じた不具合並びにフルバックアップデータに生じた不具合等について、乙は何ら責任を負うものではありません。
⑤ ファイルリカバリースポット対応サービス完了後、甲は、サービス費用を乙の定める方式にて支払うものとします。

(3) 運用支援スポット対応
① 乙は、運用支援スポット対応として、監視運用オプションサービスをご契約中の甲の対象機器において、運用支援サービスを乙が定める回数を超えて、甲が運用支援サービスの実施を要望する場合、もしくは、運用支援サービスが含まれないサービスメニューをご契約中の甲の対象機器において、甲が運用支援サービスの実施を要望する場合、保守要員を訪問させ、次項に定めるサービスを提供するものとします。
② 乙は、運用支援スポット対応サービスとして、甲の対象機器の設置場所にて、以下各号に規定する運用作業の代行を提供します。
(ア) アクセス権に関する設定・変更・削除の作業
(イ) サーバーのユーザーアカウント(グループも含む)の作成・変更・削除の作業
(ウ) 別紙 2 にて定める本サービスの対象バックアップソフトウェアに関する設定変更作業
③ 運用支援スポット対応サービスは、甲からの依頼を受付後、甲乙にて、作業日時を調整し、決定するものとします。
④ 運用支援スポットサービスにて、削除作業を実施する場合は、必ず甲は、事前に確認を行うものとします。

⑤ 運用支援スポットサービスにおいては、甲から提出された書面もしくは指示に基づき作業するものとし、当該対応に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。
⑥ 運用支援スポットサービスは、1 回の作業あたり 2 時間を上限として提供するものとします。
⑦ 甲は、運用支援スポットサービスに関する乙の作業完了後、当該作業内容を確認し、「保守レポート」に記名押印するものとします。
⑧ 以下各号に規定する内容は、当該運用支援サービスの範囲より除外されるものとします。
（ア）対象機器の構成変更や再構築に伴う設計あるいはコンサルティング
（イ）検証作業が必要な設定変更作業
⑨ 運用支援スポットサービス完了後、甲は、サービス費用を乙の定める方式にて支払うものとします。

6. サービスメニュー毎の提供サービスおよびサービス提供時間帯

（1）標準サービスは、以下の5つのサービスメニューにより構成されるものとします。なお、各サービスメニューで提供されるサービスは下表のとおりとします。
- 導入保守 ST
- 導入保守 DX
- 保守 ST
- 保守 DX
- 保守 H/W ※1

サービスメニュー ＼ 提供サービス		導入保守		保守			サービス提供時間		
		ST	DX	ST	DX	H/W	標準 ※3	月～金 9～17 時 ※3	365 日 24 時間
サーバー環境設定シート作成		○	○	○ ※2	○ ※2	○ ※2	月～金 9～17 時	同左	同左
対象機器の導入設置設定									
対象機器の組み立て・設置		○	○	－	－	－	月～金 9～17 時	同左	同左
ソフトウェアインストール・設定		○	○	－	－	－			
ヘルプデスク									
稼動支援		○	○	○	○	－	月～金 9～17 時	同左	同左
障害復旧支援	ハードウェア障害支援	○	○	○	○	○	月～土 9～21 時	月～金 9～17 時	365 日 24 時間
	OS/基本ソフト障害支援	○	○	○	○	－	月～金 9～17 時	同左	同左
システム相談対応		○	○	○	○	○			
ハードウェア障害通報・保守									
ハードウェア障害通報 ※4		○	○	○	○	○	月～土 9～21 時	月～金 9～17 時	365 日 24 時間
ハードウェア保守		○	○	○	○	○			
サーバーシステム保守 ※5									
初期導入状態リカバリー		○	○	○	○	－	月～金 9～17 時	同左	同左
システム稼動状態リカバリー		○	○	○	○	－			
ファイルリカバリー		－	○	－	○	－			
定期点検									
定期点検作業		○	○	○	○	○ ※6	月～金 9～17 時	同左	同左
年間点検回数		2 回	2 回	2 回	2 回	1 回			
ソフトウェアオプションサービス		○	－	－	－	－			

※1：保守 H/W では、サービス提供時間（標準、または月～金9～17時、365日24時間）を選択することができます。
（Lenovo 製サーバ 「ThinkSystem」、「ThinkServer」シリーズは 365 日 24 時間のみ対応です。）
なお、選択するサービス提供時間にかかわらず、提供サービスは同一の内容となります。
※2：契約時に環境調査を行いサーバー環境設定シートの作成を実施します。環境調査終了後、「ITKeeper 作業完了報告書」に記名押印するものとします。
※3：祝日および年末年始の乙の指定日は除きます。
※4：ハードウェア障害通報は、対象機種の利用条件が別紙 2 に定める基準を充たしている場合で、かつ当該設定に必要な情報を提示いただき、対象機器へ当該設定を実施している場合に限り提供が可能なサービスです。
※5：Active Directory 環境においてドメインコントローラーとなるサーバーの場合、サーバーシステム保守にて提供するサービスは、初期導入状態リカバリーのみとなり、システム稼動状態リカバリーおよびファイルリカバリーは提供不可のサービスとなります。
※6：保守 H/W の定期点検作業は、対象機器の外装、ランプ確認、異音確認と対象機器の HDD 空き容量の確認のみの点検項目に限定するものとします。

（2）監視運用オプションサービスおよびスポット対応オプションサービスにて提供されるサービスは下表のとおりとします。

サービスメニュー／提供サービス	監視運用オプション	スポット対応オプション			サービス提供時間
		障害復旧スポット対応	ファイルリカバリースポット対応	運用支援スポット対応	
監視サービス					
監視ソフトウェアの導入・設定	○	－	－	－	月～金 9～17 時
監視アラートの検知・連絡	○	－	－	－	365 日 24 時間
リモート障害切り分け	○	－	－	－	月～金 9～17 時
監視レポート提供	○	－	－	－	
運用支援サービス					
アクセス権設定変更	○	－	－	○	月～金 9～17 時
アカウント設定変更	○	－	－	○	
バックアップ設定変更	○	－	－	○	
サーバーシステム保守（スポット対応）					
初期導入状態リカバリー	－	○	－	－	月～金 9～17 時
システム稼動状態リカバリー	－	○	－	－	
ファイルリカバリー	－	－	○	－	

別紙 2 対象機器および対象ソフトウェアについて

1. 対象機器

（1）本サービスの対象機器は、以下の会社が適法に権利を有する商標が付された機器のみとなります。
- 日本ヒューレット・パッカード株式会社製
- 富士通株式会社製
- 日本アイ・ビー・エム株式会社製
- レノボ・エンタープライズ・ソリューションズ株式会社製
- 日本電気株式会社製
- デル・テクノロジーズ株式会社製

（2）対象機器は、ワークグループサーバーまたは Active Directory 環境下で動作するメンバーサーバーとして利用されるサーバーとします。ただし、甲が本別紙第1項記載のサービスメニューのうち、保守 ST を選択した場合に限り、ドメインコントローラー機能のサーバーも対象機器に含まれるものとします。

（3）ストレージサーバーおよびブレードサーバーは、対象機器には含まれません。

（4）対象機器に該当するサーバーであっても、個別カスタマイズ仕様となっているサーバーは、対象機器には含まれません。

（5）対象機器に該当するサーバーのうち、ハードウェア障害通報サービスは、以下の対象機種の利用条件を充たす場合に提供するものとします。

① 富士通株式会社製 iRMC 搭載サーバー、デル株式会社製 iDRAC 搭載サーバーで、かつ付帯する iDRAC のライセンスが「Express」および「Enterprise」のもの(「Basic Management」は対象外)

（ア）社外に e-Mail を送信できる環境であること。

※ メールサーバーの認証方式は SMTP-AUTH のみ対応

（イ）当該製品のメーカーが定めるバージョンのファームウェアが適用されていること。

（ウ）その他、メーカーが定める利用条件を充たしていること。

② 日本ヒューレット・パッカード株式会社製 ProLiant Gen10 以降で、以下の利用条件を充たしているサーバー

（ア）インターネットが常時接続できる環境であること。

※ 当該サービスは、HPE Insight Remote Support（IRS）を利用して提供いたします。
HTTPS（TCP ポート 443）通信にて HPE のデータセンターと通信できる環境であることが必要です。

（イ）当該製品のメーカーが定めるバージョンのファームウェアが適用されていること。

（ウ）その他、メーカーが定める利用条件を充たしていること。

③ 日本電気株式会社製 Express5800 シリーズサーバー
以下の利用条件を充たしているサーバーに、
BMC（Baseboard Management Cotroller）設定を行う必要があります。
※ホットプラグ非対応ディスクを搭載した機種は対象外

（ア）社外に e-Mail を送信できる環境であること。

※ メールサーバーの認証方式は SMTP-AUTH のみ対応

（イ）当該製品のメーカーが定めるバージョンのファームウェアが適用されていること。

（ウ）その他、メーカーが定める利用条件を充たしていること。

2. 対象ソフトウェア

（1）対象ソフトウェア

本サービスの対象となる OS および基本ソフトウェアは次項以降に記載するとおりとなります。但し、本サービス契約締結時、当該対象 OS、基本ソフトウェアを開発したメーカーがサポートを打切っている製品は、本サービスの対象外となります。なお、本サービスの有効な契約期間中（更新契約期間含む）に、当該メーカーサポートが打ち切りとなった場合、当該メーカーサポートが必要なサービスが実施できません。また、甲がメーカー保守契約未加入の場合、障害復旧できないことについて、責任を負わないものとします。その場合は、乙は、本サービスのうち当該メーカーサポートを伴わないサービスの範囲で実施するものとします。

（2）OS

本サービスの対象となる OS は、以下の日本語版 OS に限定されます。

- Windows Storage Server 2016 Standard Edition ※1
- Windows Server IoT 2019 for Storage Standard Edition ※1
- Windows Server IoT 2022 for Storage Standard Edition ※1
- Windows Server 2016 Standard Edition
- Windows Server 2019 Standard Edition
- Windows Server 2022 Standard Edition
- Windows Server 2025 Standard Edition

※1 富士通株式会社製の一部対象機器に限ります。また対象となる基本ソフトウェアはメーカーの定めるソフトウェアに準じます。

※ 正規ライセンス（CAL を含む）を保有されていることが、条件となります。

※ 以下の機能はサポート対象外となります。
- 仮想化に関する機能
- クラウドに関する機能
- Active Directory に関連する機能

・ フェイルオーバー／クラスタリングの機能
・ リモートデスクトップサービスの機能（仮想デスクトップ・インフラストラクチャ（VDI）展開機能）
・ バックアップの機能（Windows Azure へのバックアップ）
・ Server Core モード
・ アプリケーションとの連携を目的とした機能（Ridoc SmartNavigator、Ridoc Global Scan を除く）

（3）基本ソフトウェア

本サービスの対象となる基本ソフトウェアは、それぞれ以下のとおりとします。ただし、ソフトウェアオプション対象ソフトウェアの選択および監視運用オプションにより、本サービスの対象外となる基本ソフトウェアが生じる場合があります。また、基本ソフトウェアによって、本サービスによるサポートが制限される場合があります。

① バックアップソフトウェア

- Arcserve Backup
- Arcserve Replication ※1
- Arcserve High Availability ※1
- Arcserve Unified Data Protection ※1
- Windows 標準バックアップ
- Acronis Backup & Recovery
- Acronis Backup for Windows Server
- Acronis Backup Server License
- Acronis Cyber Protect
- Arctera System Recovery
- Arctera Backup Exec

※1 Arcserve Replication / High Availability / UDP はファイルサーバ専用版に限ります。また、各機能の対応可否は以下のとおりとなり、同一拠点内のネットワークにおいて Replication をする場合に限ります。

機能	対応可否
レプリケーション	○
Arcserve Backup との連携	○
スイッチオーバー	○
仮想化環境の保護	×
データベース対応	×
リワインド・テクノロジ	×
Assured Recovery	×
アセスメントツールでのWAN越え	×
レポート機能	○

※ サーバー機、ソフトウェアライセンスともに2本ずつで構成するレプリケーションの場合、複製元（マスタ）ならびに、複製先（レプリカ）の両方のサーバーに SV パック契約が必要となります。

※ サーバー機、ソフトウェアライセンス1本ずつでサーバー内の別のディスクや外付け HDD 等にレプリケーションをする「シングルサーバレプリケーション」も対応可能です。

② UPS 管理ソフトウェア

・ APC Power Chute Business Edition
・ APC Power Chute Serial Shutdown for Business
・ HPE Power Manager ※1 ※2
・ HPE Power Protector ※2
・ Lenovo UPS Power Manager ※1 ※2
・ Lenovo UPS Power Protector ※2

※1 監視運用オプションサービスにおいて、監視対象外ソフトウェアです。
※2 Windows Server 2025 Standard Edition 環境下においては対象外です。

③ ウイルス対策ソフトウェア ※1

・ トレンドマイクロ ウイルスバスター ビジネスセキュリティ ※2
・ トレンドマイクロ ウイルスバスターコーポレートエディション ※2 / Trend Micro Apex One
・ トレンドマイクロ Server Protect ※2
・ ITKeeper クラウドサービス for MVB ※3
・ ITKeeper クラウドサービス for サーバーセキュリティ ※3

※1 ウイルス対策ソフトウェアは、監視運用オプションサービスにおいて、監視対象外ソフトウェアです。
※2 Windows Server 2025 Standard Edition 環境下においては対象外です。
※3 Windows Storage Server OS は対象外です。

(4) ソフトウェアオプション対象ソフトウェア
ソフトウェアオプション対象のソフトウェアは以下のとおりとします。

・ Ridoc Smart Navigator
・ Ridoc GlobalScan
・ 上記のほか、乙が認めるソフトウェア

(5) 監視運用オプションソフトウェア
監視運用オプションソフトウェア対象の提供に必要となるソフトウェアは以下のとおりとします。

・ セイ・テクノロジーズ BOM for Windows

※ Windows Storage Server OS は対象外です。

以上